

第 2 業 務

1 計量関係事業の届出、指定及び登録

(1) 届出実績

ア 製造・修理事業届出事業者数

(単位：件)

事業区分		区分	令和3(2021)年度末	令和4(2022)年度届出状況		令和4(2022)年度末	
				新規	廃止		
製造事業	質量計	質量計第一類	3			3	
		質量計第二類	3			3	
		分銅等	3			3	
		自重計	1			1	
		ホッパースケール	4			4	
		充填用自動はかり	2			2	
		コンベヤスケール	1			1	
		自動捕捉式はかり	3			3	
		その他の自動はかり	3			3	
	体積計	自動車等給油メーター	4			4	
		小型車載燃料油メーター	4			4	
		大型車載燃料油メーター	2			2	
		定置燃料油メーター	3			3	
		液化石油ガスメーター	2			2	
		排水積算体積計	1			1	
		量器用尺付タンク	1			1	
	騒音計	1			1		
	振動レベル計	1			1		
	計			42 (15)	0 (0)	0 (0)	42 (15)
修理事業	質量計	タクシメーター	9			9	
		質量計第一類	6			6	
		質量計第二類	5			5	
		自重計	17			17	
		ホッパースケール	3			3	
		充填用自動はかり	2			2	
		コンベヤスケール	3			3	
		自動捕捉式はかり	3			3	
		その他の自動はかり	4			4	
	体積計	自動車等給油メーター	1			1	
		小型車載燃料油メーター	1			1	
		排水積算体積計	2			2	
		排ガス積算体積計等	2			2	
	圧力計第二類	0			0		
	濃度計	濃度計第一類	7			7	
		濃度計第二類	7			7	
		濃度計第三類	7			7	
	計			79 (45)	0 (0)	0 (0)	79 (45)

※ () 内は実事業者数

※ 修理事業の年度末届出件数のうち、質量計の第一類1件、第二類1件(同一事業者)は実質休廃業等状態

イ 販売事業届出事業者数

(単位:件)

令和3(2021)年度末	令和4(2022)年度届出状況		令和4(2022)年度末
	新規	廃止	
484	0	0	484

<販売事業届出事業者数市町別内訳>

(単位:件)

市町名	区分	令和4(2022)年度末	市町名	区分	令和4(2022)年度末
宇都宮市		75	真岡市		18
足利市		31	大田原市		14
栃木市		25	矢板市		10
佐野市		34	那須塩原市		18
鹿沼市		21	さくら市		13
日光市		17	那須烏山市		6
小山市		41	下野市		7
市		計①			330
上三川町		5	塩谷町		1
益子町		4	高根沢町		6
茂木町		6	那須町		4
市貝町		4	那珂川町		10
芳賀町		4			
壬生町		7			
野木町		1			
町		計②			52
県外		計③			102
合計		(①+②+③)			484

ウ 代検査業務届出事業者数

(単位:件)

種類	区分	令和3(2021)年度末	令和4(2022)年度届出状況		令和4(2022)年度末
			新規	廃止	
定期検査		58	2	0	60
計量証明検査		44	1	0	45

(2) 指定製造事業者の指定実績

指定の事業区分	工場又は事業場の名称	所在地
騒音計	(株)小野測器 宇都宮テクニカル&プロダクトセンター	宇都宮市西川田南2-4-13

(3) 登録実績

計量証明事業

(単位:件)

種類	区分	令和3(2021)年度末	令和4(2022)年度届出状況		令和4(2022)年度末	
			新規	廃止		
質量		74 (68)	0 (0)	0 (0)	74 (68)	
濃度		19 (19)	0 (0)	0 (0)	19 (19)	
	内訳	大気	14 (14)	0 (0)	0 (0)	14 (14)
		土壌	19 (19)	0 (0)	0 (0)	19 (19)
		水	19 (19)	0 (0)	0 (0)	19 (19)
特定濃度		1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	
音圧レベル		8 (8)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	
振動加速度レベル		8 (8)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	
計		110 (104)	0 (0)	0 (0)	110 (104)	

※ () 内は事業者数

※ 質量の年度末登録件数のうち、1件(1事業者)は実質休廃業等状態

2 特定計量器の検定(装置検査を含む)

特定計量器を取引や証明に使用するためには、検定又は検査に合格したものを使用することが義務付けられています。そこで、これらに使用する正確な特定計量器を供給するために設けられたのが検定制度で、製造、修理した特定計量器が定められた基準を満たしているかどうかについて、申請に基づき検定又は検査を実施し、合格すると検定証印等が付されます。

また、タクシメーターについては、検定の他に装置検査（実際にタクシーに取り付けた状態での検査）を行い、合格したものには装置検査証印が付されます。

過去5年間の実績については、次のとおりです。

(1) 検定個数及び手数料の年度別推移

年度		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
検定数 (個)	長さ計	1,839	1,821	1,648	1,586	1,570
	質量計	28	22	31	25	14
	体積計	2,188	2,228	2,550	2,381	2,384
	圧力計	4	6	4	4	0
検定数合計(個)		4,059	4,077	4,233	3,996	3,968
不合格数 (個)		30	55	59	65	67
不合格率 (%)		0.7	1.3	1.4	1.6	1.7
手数料 (円)	長さ計	1,287,300	1,274,700	1,153,600	1,110,200	1,099,000
	質量計	224,450	175,360	338,770	260,100	147,950
	体積計	5,219,900	5,292,250	5,942,050	5,583,850	5,542,450
	圧力計	360	540	360	360	0
手数料合計(円)		6,732,010	6,742,850	7,434,780	6,954,510	6,789,400

なお、令和4(2022)年度検定実績の内訳、検定証印等の形状及び検定後に貼付するステッカー類については、(2)以降に記します。

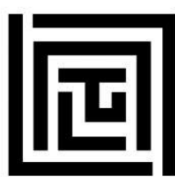
(2) 令和4（2022）年度検定実績

種 類		区 分	製 造			修 理 等		
			検定数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)	検定数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)
長 置 さ 検 査 計 査	所 内				910	5	0.5	
	佐 野 検 査 場				151	3	2.0	
	小 山 〃				245	2	0.8	
	日 光 〃				95	2	2.1	
	那 須 塩 原 〃				169	1	0.6	
計 ①					1,570	13	0.8	
質 量 計	台 手 動	0	0	—	3	0	0.0	
	ば ね 式 指 示	0	0	—	0	0	—	
	手 動 指 示 併 用	0	0	—	0	0	—	
	電 気 式	2	0	0.0	9	0	0.0	
	分 銅	0	0	—	0	0	—	
計 ②		2	0	0.0	12	0	0.0	
体 積 計	自動車等給油メーター	0	0	—	1,059	30	2.8	
	小型車載燃料油メーター	0	0	—	224	11	4.9	
	大型車載燃料油メーター	0	0	—	78	6	7.7	
	簡易燃料油メーター	0	0	—	0	0	—	
	定置燃料油メーター	0	0	—	0	0	—	
	液化石油ガスメーター	2	0	0.0	10	0	0.0	
	量器用尺付タンク	1,011	7	0.7	0	0	—	
計 ③		1,013	7	0.7	1,371	47	3.4	
アネロイド型圧力計④		0	0	—	0	0	—	
合 計 (①+②+③+④)		1,015	7	0.7	2,953	60	2.0	

[検定証印類]



検定証印



基準適合証印



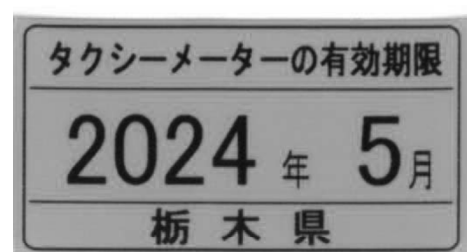
装置検査証印

合 計			検 定 日 数			検 定 人 員		
検定数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)	所 内 (日)	所 在 (日)	計 (日)	所 内 (人)	所 在 (人)	計 (人)
910	5	0.5	22	0	22	64	0	64
151	3	2.0	0	12	12	0	15	15
245	2	0.8	0	12	12	0	23	23
95	2	2.1	0	11	11	0	12	12
169	1	0.6	0	12	12	0	24	24
1,570	13	0.8	22	47	69	64	74	138
3	0	0.0	1	0	1	2	0	2
0	0	—	0	0	0	0	0	0
0	0	—	0	0	0	0	0	0
11	0	0.0	1	8	9	2	16	18
0	0	—	0	0	0	0	0	0
14	0	0.0	2	8	10	4	16	20
1,059	30	2.8	0	207	207	0	414	414
224	11	4.9						
78	6	7.7						
0	0	—						
0	0	—						
12	0	0.0	0	6	6	0	12	12
1,011	7	0.7	0	120	120	0	120	120
2,384	54	2.3	0	333	333	0	546	546
0	0	—	0	0	0	0	0	0
3,968	67	1.7	24	388	412	68	636	704

[有効期限表示ステッカー]



燃料油メーター
液化石油ガスメーター



タクシーメーター

3 基準器検査

基準器は、特定計量器の検定、検査等の際に受検器の器差を特定するために使用するもので一般の計量器よりも高い精度が要求されており、器種、型式別に検査の有効期限が定められています。

検査の主体は、器種及び精度等によって経済産業大臣又は都道府県知事に区分されています。

基準器検査に合格した基準器には、基準器検査証印を付すとともに基準器検査成績書を交付することになっています。

なお、過去5年間の実績及び令和4（2022）年度実績の詳細については、次のとおりです。

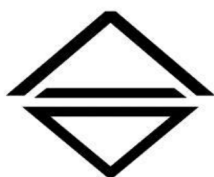
(1) 検査個数及び手数料の年度別推移

年度 区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
検査数（個）	267	125	250	216	275
不合格数（個）	0	1	0	0	1
不合格率（％）	0.0	0.8	0.0	0.0	0.4
手数料（円）	161,390	306,970	297,830	243,460	498,800

※検査数のうち一部は手数料免除（計量検定所及び宇都宮市の基準器。令和4年度は67個）

(2) 令和4（2022）年度検査実績

項目 区分	検査数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)	検査日数 (日)	検査人員 (人)
タクシメーター 装置検査用基準器	4	0	0.0	4	12
1級基準分銅	103	1	1.0	5	6
2級基準分銅	156	0	0.0	11	17
3級基準分銅	0	0	—	0	0
基準台手動はかり	2	0	0.0	2	5
液体メーター用基準タンク	10	0	0.0	6	14
基準面積板	0	0	—	0	0
計	275	1	0.4	28	54



基準器検査証印

4 特定計量器定期検査

特定計量器は、その構造及び使用状況等から、検定及び検査に合格したものであっても製造時の性能や精度を長期間保つことはできません。このため一部の特定計量器については、都道府県知事又は政令で定める特定市町村（本県では宇都宮市が該当）の長が行う定期検査を受けなければならないことになっており、この検査に合格した特定計量器には、定期検査済シールを貼付しています。

対象になる特定計量器は、「非自動はかり」、「分銅・おもり」及び「皮革面積計」で、これらの特定計量器を取引や証明上の計量に使用する者は、「非自動はかり」と「分銅・おもり」にあつては2年に1回（栃木県では偶数年度に県北地区、奇数年度に県南地区を対象として実施）、「皮革面積計」にあつては毎年定期検査を受けることになっています。

定期検査は、集合検査と所在場所検査（質量計の運搬が困難な場合に、その事業所まで出張して行う検査）があります。そのほか、代検査（定期検査に代わる計量士による検査）も行われています。

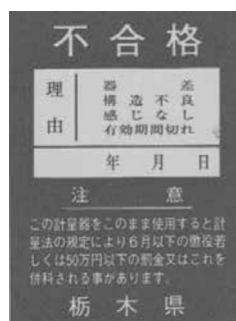
令和4（2022）年度の各検査の実績については、次のとおりです（1 tを超える大型はかり検査は(5)として再掲）。

(1) 定期検査実績総括表

区分		項目	受検戸数 (戸)	検査日数 (日)	検査人員 (人)	非自動 はかり (個)	分銅・ おもり (個)	皮革 面積計 (個)	不合格数 (個)	検査 手数料 (円)
栃木県	集合検査		1,336	61	117	2,020	850	—	50	2,211,090
	所在場所検査		29	22	44	85	33	1	2	179,930
	県計①		1,365	83	161	2,105	883	1	52	2,391,020
宇都宮市	集合検査		262	26	76	413	226	—	5	—
	所在場所検査		29	17	45	227	41	—	9	—
	宇都宮市計②		291	43	121	640	267	0	14	—
代検査③			801	—	—	3,526	521	0	8	—
合計(①+②+③)			2,457	—	—	6,271	1,671	1	74	—



定期検査済シール



不合格シール

(2) 集合検査実績

種類 市町名	手動 天びん (個)	棒 はかり (個)	等比 皿手動 はかり (個)	その他の手動式はかり		手動指 示併用 はかり (個)	ばね式指示はかり		電気式 はかり (個)
				不等比 皿手動 はかり (個)	台手動 はかり (個)		手 はかり (個)	指 示 はかり (個)	
宇都宮市	0	1	4	10	27	8	0	120	243
鹿沼市	0	0	0	4	18	5	0	65	145
日光市	0	1	0	7	22	7	0	110	187
大田原市	0	2	3	8	10	2	0	93	123
矢板市	0	0	1	1	5	2	1	48	91
那須塩原市	0	1	1	7	17	2	2	198	190
さくら市	0	0	0	1	6	2	0	56	83
那須烏山市	0	0	3	4	7	3	3	59	74
市計①※	0	4	8	32	85	23	6	629	893
塩谷町	0	0	0	0	5	0	0	20	22
高根沢町	0	0	0	0	1	1	0	11	38
那須町	0	0	0	2	5	2	0	43	56
那珂川町	0	0	0	3	2	1	1	52	68
町計②	0	0	0	5	13	4	1	126	184
上記外市町 ③	0	0	0	0	0	0	0	1	6
合計※ (①+②+③)	0	4	8	37	98	27	7	756	1,083

※ 市計及び合計は、宇都宮市分(特定市)を除く。

非自動はかり合計			分銅・おもり			受検戸数 (戸)	検査日数 (日)	検査人員 (人)
検査数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)	検査数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)			
413	5	1.2	226	0	0.0	262	26	76
237	7	3.0	138	0	0.0	149	10	20
334	10	3.0	168	0	0.0	222	11	20
241	8	3.3	134	0	0.0	177	7	13
149	5	3.4	43	0	0.0	104	4	8
418	3	0.7	137	0	0.0	295	8	19
148	5	3.4	49	0	0.0	94	3	6
153	5	3.3	87	0	0.0	97	3	7
1,680	43	2.6	756	0	0.0	1,138	46	93
47	2	4.3	19	0	0.0	26	1	2
51	1	2.0	10	0	0.0	39	3	4
108	1	0.9	36	0	0.0	59	3	6
127	3	2.4	29	0	0.0	68	3	6
333	7	2.1	94	0	0.0	192	10	18
7	0	0.0	0	0	—	6	5	6
2,020	50	2.5	850	0	0.0	1,336	61	117

(3) 所在場所検査実績

種類 市町名	手動 天びん (個)	棒 はかり (個)	等比 皿手動 はかり (個)	その他の手動式はかり		手動指 示併用 はかり (個)	ばね式指示はかり		電気式 はかり (個)
				不等比 皿手動 はかり (個)	台手動 はかり (個)		手 はかり (個)	指 示 はかり (個)	
宇 都 宮 市	0	0	3	1	5	1	0	61	156
鹿 沼 市	0	0	0	0	3	0	0	0	3
日 光 市	0	0	0	0	1	0	0	0	39
大 田 原 市	0	0	0	0	0	0	0	0	5
矢 板 市	0	0	0	0	0	0	0	0	2
那 須 塩 原 市	0	0	0	0	1	0	0	1	19
さ くら 市	0	0	0	0	1	0	0	0	2
那 須 烏 山 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 計 ① ※	0	0	0	0	6	0	0	1	70
塩 谷 町	0	0	0	0	0	0	0	0	3
高 根 沢 町	0	0	0	0	1	0	0	0	2
那 須 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那 珂 川 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町 計 ②	0	0	0	0	1	0	0	0	5
上 記 外 市 町 ③	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合 計 ※ (① + ② + ③)	0	0	0	0	7	0	0	1	77

※ 市計及び合計は、宇都宮市分(特定市)を除く。

非自動はかり 合計		分銅・おもり		皮革面積計		合 計			受検戸数 (戸)	検査日数 (日)	検査人員 (人)
検査数 (個)	不合格数 (個)	検査数 (個)	不合格数 (個)	検査数 (個)	不合格数 (個)	検査数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)			
227	9	41	0	0	0	268	9	3.4	29	17	45
6	0	10	0	0	0	16	0	0.0	2	2	4
40	0	6	0	0	0	46	0	0.0	4	4	8
5	0	0	0	0	0	5	0	0.0	4	2	4
2	0	0	0	0	0	2	0	0.0	1	1	2
21	2	6	0	0	0	27	2	7.4	9	5	10
3	0	6	0	0	0	9	0	0.0	1	1	2
0	0	0	0	0	0	0	0	—	0	0	0
77	2	28	0	0	0	105	2	1.9	21	15	30
3	0	0	0	0	0	3	0	0.0	3	2	4
3	0	5	0	0	0	8	0	0.0	2	2	4
0	0	0	0	0	0	0	0	—	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	—	0	0	0
6	0	5	0	0	0	11	0	0.0	5	4	8
2	0	0	0	1	0	3	0	0.0	3	3	6
85	2	33	0	1	0	119	2	1.7	29	22	44

(4) 計量士による検査実績(代検査)

種類 市町名	手動 天びん (個)	棒 はかり (個)	等比 皿手動 はかり (個)	その他の 手動 はかり (個)	手動指 示併用 はかり (個)	ばね式 指 示 はかり (個)	その他の 指 示 はかり (個)	電気式 はかり (個)
宇都宮市①	1	0	1	10	1	79	0	821
鹿沼市	0	0	0	30	0	87	0	272
日光市	0	0	0	23	0	37	0	403
大田原市	0	0	0	11	1	48	0	389
矢板市	0	0	0	5	1	50	7	167
那須塩原市	0	0	0	14	0	85	0	423
さくら市	0	0	0	11	1	18	0	196
那須烏山市	0	0	0	1	0	23	0	70
市計②※	0	0	0	95	3	348	7	1,920
塩谷町	0	0	0	1	0	4	0	17
高根沢町	0	0	0	0	0	8	0	75
那須町	0	0	0	2	0	7	0	66
那珂川町	0	0	0	2	0	6	0	52
町計③	0	0	0	5	0	25	0	210
県計④※ (②+③)	0	0	0	100	3	373	7	2,130
合計 (①+④)	1	0	1	110	4	452	7	2,951

※ 市計及び県計は、宇都宮市分(特定市)を除く。

非自動はかり合計			分銅・おもり			受検戸数 (戸)
検査数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)	検査数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)	
913	2	0.2	95	0	0.0	204
389	1	0.3	176	0	0.0	95
463	0	0.0	95	0	0.0	108
449	1	0.2	54	0	0.0	75
230	2	0.9	5	0	0.0	34
522	0	0.0	53	0	0.0	129
226	1	0.4	15	0	0.0	46
94	0	0.0	7	0	0.0	21
2,373	5	0.2	405	0	0.0	508
22	0	0.0	0	0	—	14
83	0	0.0	0	0	—	24
75	0	0.0	11	0	0.0	35
60	1	1.7	10	0	0.0	16
240	1	0.4	21	0	0.0	89
2,613	6	0.2	426	0	0.0	597
3,526	8	0.2	521	0	0.0	801

(5) 大型はかり検査実績

(単位：個)

能力 区分 市町名	1 t 超～ 10 t 以下		10 t 超～ 20 t 以下		20 t 超～ 30 t 以下		30 t 超～ 40 t 以下		40 t 超～ 50 t 以下		50 t 超		合 計	
	県	代検	県	代検	県	代検	県	代検	県	代検	県	代検	県	代検
	宇都宮市①	7	31	1	3	0	2	1	9	0	1	0	4	9
鹿沼市	3	12	0	1	0	5	0	14	0	8	0	1	3	41
日光市	4	35	0	2	0	3	0	7	0	8	0	5	4	60
大田原市	1	15	0	1	0	4	0	7	0	2	0	1	1	30
矢板市	2	16	0	0	0	2	0	4	0	3	0	2	2	27
那須塩原市	4	22	0	0	0	6	0	24	0	8	0	2	4	62
さくら市	2	7	0	1	0	0	0	5	0	2	0	0	2	15
那須烏山市	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	0	0	0	5
市計②※	16	107	0	7	0	22	0	61	0	32	0	11	16	240
塩谷町	3	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	0	3	5
高根沢町	1	0	1	1	0	0	0	3	0	2	0	0	2	6
那須町	0	4	0	1	0	1	0	4	0	2	0	2	0	14
那珂川町	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	4
町計③	4	5	1	2	0	1	0	12	0	6	0	3	5	29
上記外市町 ④	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
県計⑤※ (②+③+④)	22	112	1	9	0	23	0	73	0	38	0	14	23	269
合計 (①+⑤)	29	143	2	12	0	25	1	82	0	39	0	18	32	319

※ 市計及び県計は、宇都宮市分（特定市）を除く

5 計量証明検査

計量証明事業者が計量証明に使用する特定計量器は、一定の期間（2～3年）ごとに都道府県知事の行う検査を受けなければならないことになっています。

計量証明検査のうち、質量に係る特定計量器については県による検査及び代検査（計量証明検査に代わる計量士による検査）を、環境に係る特定計量器については特定計量器ごとに3年周期で県による検査をそれぞれ実施しています。

計量証明検査に合格した特定計量器には、計量証明検査済シールを貼付しています。

令和4（2022）年度の実績については、次のとおりです。

（単位：個）

種 類	区 分	県による検査				代検査		検査数 合 計	
		検査数	不合格数	検査日数 （日）	検査人数 （人）	検査数	不合格数		
計量証明 （質量）	台手動はかり	0	0	0	0	0	0	0	
	指示はかり	0	0	0	0	0	0	0	
	電気式はかり	4	0	4	8	21	0	25	
	計 ①	4	0	4	8	21	0	25	
計量証明 （環境）	精密騒音計	0	0	0	0	0	0	0	
	普通騒音計	0	0	0	0	0	0	0	
	振動レベル計	27	1	1	3	0	0	27	
	pH計（指示部）	0	0	0	0	0	0	0	
	濃 度 計	O ₂ 計	(7)	0			0	0	(7)
		NO _x 計	(5)	0			0	0	(5)
		CO計	(6)	0	3	6	0	0	(6)
		SO ₂ 計	(3)	0			0	0	(3)
計 ②	48	1	4	9	0	0	48		
合計（①+②）		52	1	8	17	21	0	73	

（ ）内は濃度計の種類別延個数



計量証明検査済シール

6 立入検査

立入検査は、適正な計量の実施を確保するため行われる計量法に基づく制度であり、本県においても、適正な取引が行われ、また適正な計量器が使用されるよう、商品量目や特定計量器を使用している店舗や事業所等に対して、現地立入の他、文書照会による検査を実施しました。

これら検査の結果、量目不足や不正計量器の使用等が確認されたときには、直ちに改善させるとともに、適正な自己管理を行うよう指導しています。

令和4（2022）年度の実績については、次のとおりです。

立入検査実績（延べ数）

種別	項目	検査等内容				処置内容（件数）			検査日数 （日）	検査人員 （人）	
		検査対象 事業所数 （件）	検査個数 （個）	不適正 個数 （個）	検査個数 に対する 不適正率 （％）	法に基づ く措置 （件）	文書指導 （件）	口頭指導 （件）			
栃 木 県	特定計 量器	質 量 計	21 (0)	133 (0)	5 (0)	3.8 (-)	0 (0)	6 (0)	1 (0)	12	24
		水道メーター	7 (22)	112,367 (583,546)	0 (4)	0.0 (0.0007)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	4	8
		燃料油メーター	25 (115)	62 (267)	7 (39)	11.3 (14.6)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	5	10
		ガスメーター	0 (106)	0 (53,020)	0 (123)	- (0.2)	0 (0)	0 (1)	0 (9)	0	0
	商 品 量 目	21	1,045	15	1.4	0	4	0	12	24	
	指定製造事業者	1	0	0	-	0	0	1	1	5	
	届出修理事業者	3 (0)	0 (0)	0 (0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2	4	
	計量証明事業者	6	0	0	-	0	0	5	4	12	
	県 計①	84 (243)	113,607 (636,833)	27 (166)	0.02 (0.03)	0 (0)	10 (3)	14 (9)	40	87	
	宇 都 宮 市	特定計 量器	質 量 計	-	-	-	-	-	-	-	-
水道メーター			-	-	-	-	-	-	-	-	
燃料油メーター			19	39	2	5.1	0	3	0	5	10
ガスメーター			0 (110)	0 (132,174)	0 (125)	- (0.1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0
商 品 量 目		16	690	0	0.0	0	0	0	6	18	
宇都宮市計②		35 (110)	729 (132,174)	2 (125)	0.3 (0.1)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	11	28	
権 限 移 譲 市 町	商 品 量 目	大田原市	0	0	0	-	0	0	0	0	0
		茂木町	0	0	0	-	0	0	0	0	0
		那須町	0	0	0	-	0	0	0	0	0
		那須烏山市	1	30	1	3.3	0	1	0	1	2
		さくら市	2	102	0	0.0	0	0	0	2	4
	権限移譲市町計③	3	132	1	0.8	0	1	0	3	6	
合計（①+②+③）	122 (353)	114,468 (769,007)	30 (291)	0.03 (0.04)	0 (0)	14 (3)	14 (9)	54	121		

（ ）内は文書照会によるもの

7 計量管理

(1) 適正計量管理事業所の指定

経済産業局長又は都道府県知事は、特定計量器を使用する事業所で、適正な計量管理を行うものについて、申請に基づき基準に適合する事業所を「適正計量管理事業所」として指定しています。指定を受けた事業所では、計量法で定められた標識を掲げることができます。

また、取引証明に使用している「非自動はかり」、「分銅・おもり」の検査については計量士が行うこととなっているため、都道府県知事等が行う定期検査が免除されます。

(単位:件)

種 別	区 分	令和3(2021)年度末	令和4(2022)年度指定状況		令和4(2022)年度末
			新 規	廃 止	
局長指定	事業者数	0	0	0	0
	事業所数	0	0	0	0
知事指定	事業者数	22	0	1	21
	事業所数	470	0	15	455
合 計	事業者数	22	0	1	21
	事業所数	470	0	15	455



適正計量管理事業所の標識

(2) 計量士の登録（法定受託事務）

計量士になろうとする者から経済産業大臣宛てに提出される「登録申請書」等を受理し、経済産業大臣に進達しています。

また、計量士になるための資格の認定を得ようとする者から国の計量行政審議会会長宛てに提出される「計量士資格認定申請書」を受理し、計量行政審議会会長への送付も行っています。令和4(2022)年度末の登録状況については、次のとおりです。

(単位:名)

種 別	区 分	令和3(2021)年度末 延べ登録者数	令和4(2022)年度 登録申請(進達)状況		令和4(2022)年度末 延べ登録者数
			国家試験	資格認定	
一般計量士		87	0	1	88
環境計量士	濃 度	230	1	0	231
	騒音・振動	124	1	0	125
合 計		441	2	1	444

※ 登録申請(進達)状況の件数には経産省審査中を含む。

(3) 主任計量者

計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準（平成5年 通商産業省告示第549号）に基づき、一般計量証明事業に携わる者を対象とした「主任計量者試験」を実施しました。

令和4（2022）年度の実施状況については、次のとおりです。

（単位：名）

実施年月日	事業区分	受験者数	合格者数
令和4（2022）年8月2日	質量	15	15

(4) 計量管理アドバイザー業務（委託事業）

安心な県民の消費生活を確保するため、一般計量士が行う代検査を活用し、食料品販売店舗等に対する適正な管理計量や量目不足の要因等に関する助言や注意喚起等の業務委託を行った。

ア 業務名 計量管理アドバイザー業務

イ 委託先 栃木県計量協会

ウ 委託内容

- ① はかりの適正管理や量目不足の要因等に関するリーフレット作成
- ② 食料品販売店舗等への訪問による助言・注意喚起等（訪問店舗等数 100件）

（参考：配布リーフレット）

事業所の皆様へ

正しい計量は信頼を守ります

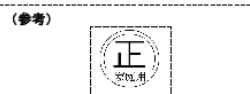
一般消費者は、お買い物の際には実際に内容量を計ることはできず、表示された内容量を信用して商品を購入しています。見えない信用・信頼に応えるには、正しい計量を行うことが大切です。

●取引（内容量の表示）には「適正な「はかり」」を使いましょう

特定計量器（はかり）を取引に使用する場合は、精度や構造が一定の基準に合格していることを示す「検定証印」又は「基準適合証印」が付されているものをお使いください。検定に合格していない「はかり」を取引に使用すると計量法違反となり、罰則の対象となりますので御注意ください。



はかりの製造番号が記された紙板やシール等に刻印されていることが多く、大きさは様々ですが大半は3～5mm四方程度の大きさです。



（参考）家庭用として使用するはかりに付されるもので、このマークがついているはかりは

●取引に使う「はかり」は定期的に検査を受ける必要があります

「はかり」は、新品の時には正確でも長く使用していれば誤差が生じます。このため、取引に使用している特定計量器（はかり）は2年に1回、許容誤差内に入っていることを確認するため計量検定所の検査を受けることが計量法で義務付けられています。なお、計量検定所の検査の前にあらかじめ計量士が行う検査（代検査）を受けた場合は、計量検定所の検査が免除される制度があります。

⚠️ 定期検査を受けなくてもよい「はかり」があります

バック詰め過程等で目安とするなど、取引（内容量の表示）以外の用途として使用する「はかり」は、定期検査の受検は不要です。【例：給湯等のバック詰めの際に一旦Aのはかりで湯の量を計り、バック詰め後にBのはかり（自動目録付機構）で計った内容量を表示する場合、Aのはかりは定期的な検査は不要、かつ特定計量器である必要もありません。】

栃木県計量検定所
〒321-3226
栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-64
TEL 028-667-9425
FAX 028-667-9426
Email: keiryuu-kentei@pref.tochigi.lg.jp

「適正なはかり」で
「正しい内容量の表示」
をしましょう！



量目不足に注意しましょう！

風袋引き（風袋の重さの入力等）は適切ですか？

- 量目不足の原因は風袋引きに関係することが多く見られます。
 - ▶ ワサビやタレ等の添え物は風袋量に含まれます。
 - ▶ はかりを使用する全ての従業員が、機械の操作方法・風袋引きの考え方を十分理解しているか確認しましょう。
 - ▶ 計量する商品の種類が変わる際は、風袋量の変更も忘れずにしましょう。
 - ▶ トレーの材質や規格、添え物等が変更になった際は、風袋量も設定変更しましょう。

「はかり」の管理は適切ですか？

- 設置方法やメンテナンスが悪いと、正しく計量できません。
 - ▶ 水平に設置されていないものが多く見られます。始業前に必ずはかりに付いている水平器を確認しましょう。
 - ▶ 計量皿等に風が当たらない場所に設置されていますか。（エアコンの風向に注意しましょう。）
 - ▶ 商品に乗せる部分（計量皿等）に異物や商品の一部がこぼれたままになっていませんか。（異物等の重さが内容量に加算されてしまいます。）
 - ▶ はかりはこまめに掃除しましょう。（計量皿の下にゴミが詰まると正しく計れないことがあります。）



- 計量検定所では、一般県民の方を「計量モニター」に委嘱し、毎年10月の1か月間、県内5市町において、食品の内容表示量の過不足等を調査しています。その際計量モニターから寄せられた食品販売店への御意見等を御紹介いたします。

- ▶ 今回、計量モニターをさせていただいて、特に不足量の大きい商品があったことに驚いた。値段にも関わってくるし消費者は商品を買う際に内容量は計れずラベルを見てしか判断できないので、見えない信用・信頼を大事にしてほしい。
- ▶ 私達消費者は表記内容を信じているので決して裏切らないでほしいと思います。

8 消費者行政及び適正計量の普及事業

消費者行政及び適正計量の普及については、重要な施策として次の事業を行っています。

(1) 計量モニターによる量目調査

県では、消費者の方々に正しい計量への関心を深めていただくため、毎年、県内在住者概ね 50 名を計量モニターに委嘱し、スーパー・小売店等の食料品の量目調査を実施しています。

なお、令和 4（2022）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合わせました。

(2) 計量記念日事業

国では、現在の計量法が施行された平成 5（1993）年 11 月 1 日にちなみ、毎年 11 月 1 日を「計量記念日」、11 月を「計量強調月間」と定め、計量の普及啓発を積極的に実施しています。

本県においても、令和 4（2022）年度に次の事業を実施しました。

ア 広報活動

- ・県庁内エレベーター電光掲示板へのテロップ表示
- ・とちぎテレビ、ラジオ（栃木放送・エフエム栃木）県提供番組内での計量記念日・計量強調月間の紹介
- ・とちぎ県民だより、ホームページへの情報掲載
- ・関係機関へのポスター・リーフレットの配布

イ 街頭PR活動

街頭などにおいて、関係団体等との協力のもと、次のとおり計量記念日のリーフレットや普及啓発品を配布しました。

- ・11月1日 うつのみや表参道スクエア西側広場
- ・11月7日 道の駅 やいた

(3) その他計量に関する普及啓発

令和 4（2022）年度は、次の事業を実施しました。

- ・ホームページによる情報提供
- ・所内における計量器等の常設展示
- ・産業技術センターロビー内に計量検定所の紹介と業務風景を写真パネル等にて展示